

川西市公告第 137 号

川西市地区計画及びまちづくり推進に関する条例（平成17年川西市条例第5号）第10条の規定により、地区計画の原案を次のとおり縦覧に供する。

なお、縦覧開始の日から起算して3週間以内に、この原案について川西市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及び当該原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を川西市中央町12番1号川西市都市政策部都市政策課に提出すること。

令和7年9月18日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 地区計画の原案の種類及び名称

阪神間都市計画地区計画阪急日生ニュータウン（川西市）地区計画

2 地区計画を変更しようとする土地の位置及び区域

川西市美山台1丁目、2丁目及び3丁目並びに丸山台1丁目の一部、2丁目の一部及び3丁目

3 縦覧期間

令和7年9月18日（木）から令和7年10月2日（木）まで

4 意見書の提出期間

令和7年9月18日（木）から令和7年10月9日（木）まで

5 地区計画の原案の縦覧場所

川西市都市政策部都市政策課